

◎新潟県告示第808号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和5年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
北信漁業協同組合（長野県上水内郡飯綱町大字牟礼936－2）
- 2 漁業権の免許番号
内共第18号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変 更 後	変 更 前				
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>北信漁業協同組合（以下「組合」という。）</u>の有する内共第18号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域（内共第18号第五種共同漁業権の漁場区域とは・妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流水沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域。ただし、にじます漁業、やまめ漁業及びうぐい漁業にあつては、妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域に限る。）において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うぐい、いわな、やまめ、にじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）<u>についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による遊漁の申請には、当該組合の発行する<u>遊漁承認証又はオンラインシステムにより住所、氏名、年齢、遊漁の魚種、漁具、漁法を記し、第6条に定めた遊漁料を添えて申請しなければならない。</u></p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(全長制限)</p> <p>第5条 <u>いわな、やまめ、にじますは全長15センチメートル以下、うぐいは全長10センチメートル以下のものを採捕してはならない。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>この組合の有する内共第18号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）</u>の区域（内共18号第五種共同漁業権の漁場区域とは・妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流の氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域。ただし、にじます漁業、やまめ漁業及びうぐい漁業にあつては、妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域に限る。）において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うぐい、いわな、やまめ、にじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）<u>についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による遊漁の申請には、当該組合の発行する遊漁承認証に住所、氏名、年齢、遊漁の魚種、漁具、漁法を記し、第6条に定めた遊漁料を添えて申請しなければならない。</p> <p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(全長制限)</p> <p>第5条 <u>次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">魚 種</th> <th style="text-align: center;">全 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>にじます、いわな、やまめ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15センチメートル</u></td> </tr> </tbody> </table>	魚 種	全 長	<u>にじます、いわな、やまめ</u>	<u>15センチメートル</u>
魚 種	全 長				
<u>にじます、いわな、やまめ</u>	<u>15センチメートル</u>				

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、
関川水系漁業協同組合の内共第18号第5種共同漁業
権の遊漁承認証を受けた者及び遊漁者が中学生以下
のときは無料、身体障害者は同号に掲げる額の二分
の一に相当する額とする。また、遊漁未申請の者が
漁場において漁場監視員に納付する場合は、1,000
円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな・やま め・にじます ・うぐい	竿釣	日券 1,200円
		年券 6,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定
するオンラインシステムにおいてしなければならない。
ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日
の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場
監視員に納付することができる。

(1) 関川水系漁業協同組合取扱

①総括販売 関川水系漁業協同組合事務所
(新潟県妙高市美守2丁目1-38)

②その他、組合が指定し公示した場所

(2) 北信漁業協同組合取扱

① 総括販売 北信漁業協同組合事務所
(長野県上水内郡飯綱町大字牟礼936-2)

② (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 双方の組合は、第2条第1項の承認をしたとき
は、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラ
インシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁
者に交付するものとする。

(1) 承認期間が1年間の遊漁承認証にあつては、
承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証は、長野県知事より免許を受けた内共
第2号及び内共第18号(池尻川)の漁場区域と関川
水系漁業協同組合と共同で新潟県知事より免許を受
けた内共第18号(関川)の漁場区域においても遊漁
は承認され有効とする。

うぐい

10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、
関川水系漁業協同組合の内共第18号第5種共同漁業
権の遊漁承認証を受けた者及び、遊漁者が中学生以
下のときは無料、身体障害者のときは同号に掲げる
額の二分の一に相当する額とする。また、遊漁未申
請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、
1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな・やま め・にじます ・うぐい	竿釣	1日券 1,200 円
		年券 6,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなけ
ればならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承
認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所
において漁場監視員に納付することができる。

(追加)

(追加)

① 上水内郡飯綱町大字牟礼936-2 北信漁業協同
組合事務所

② (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 双方の組合は、第2条第1項の承認をしたとき
は、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付
するものとする。

(追加)

2 遊漁承認証は、長野県知事より免許を受けた内共
第2号及び18号の漁場区域と関川水系漁業協同組合
と共同で新潟県知事より免許を受けた内共第18号の
漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。

3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条第1項～第3項 (略)

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条第1項 (略)

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

第10条 (略)

附 則 4

この規則の変更は、令和5年9月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和5年6月30日)

(削除)

(追加)

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条第1項～第3項 (略)

(追加)

(漁場監視員)

第9条第1項 (略)

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(追加)

第10条 (略)

(追加)

別記 様式第1号 遊漁承認証表

遊漁承認証 No.	
下記のとおり遊漁を承認します	
遊 漁 者	住所
	氏名 (年齢)
承認期間 令和 年 月 日迄	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域 北信漁業協同組合の管理区域内	
遊漁料 円	
発行年月日 令和 年 月 日	
発行者 北信漁業協同組合 ㊤	

裏

○注意事項

- 1.遊漁するときは、この承認証を携帯してください。
- 2.この承認証は、他人に貸してはいけません。
- 3.監視員が求めたときは、この証を見せてください。
- 4.遊漁者がこの規則に違反したときは、遊漁の中止を命じ後の遊漁を拒否することがあります。又、納付した遊漁料は払戻しません。
- 5.次の魚種は表示の大きさ以下のものは採取できません。

にじます やまめ いwana 全長15cm

うぐい ふな 全長10cm

おいかわ 全長 8cm

こい 全長18cm

うなぎ 全長30cm

- 6.禁止区域・禁漁期間等は組合の指示に従ってください。

○当組合が行っている増殖事業

- 1.この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、長野県又は新潟県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理

- 1.この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。御意見等がありましたら、北信漁協事務所(Tel. 026-253-6696)まで御連絡ください。

(削除)

別記 様式第2号

漁場監視員証

表

漁場監視員証 No.

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

氏名 (年令)

有効期間

令和 年 月 日から

年 月 日まで

発行者

北信漁業協同組合



裏

注意事項

- 1.漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ腕章をつけること。
- 2.漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。また、漁具等没収してはならない。
- 3.遊漁者の違反行為を発見したときは、適正な処置をとり、事務所にその日時、場所、違反者の住所氏名並びにその処置を報告すること。

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日